

総行マ第141号
令和5年12月8日

各都道府県知事 殿
各指定都市市長

総務省自治行政局長
(公印省略)

個人番号カードの交付等に関する事務処理要領の一部改正について（通知）

今般、個人番号カードの交付等に関する事務処理要領（平成27年9月29日付け総行住第137号通知）の一部を下記のとおり改正することとしました。

各都道府県におかれては内容を承知の上、域内の指定都市を除く市町村（特別区を含む。）に周知してください。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

第1 改正内容

個人番号カードの交付等に関する事務処理要領の一部を別添の新旧対照表のとおり改正する。

第2 実施期日

この通知は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令の一部を改正する命令の施行の日から実施する。

担当：総務省自治行政局住民制度課
マイナンバー制度支援室
井上係長、佐藤官、坪田官
03-5253-5536（直通）